

## 同志社共済組合ベビーシッター育児支援制度取扱要領

2017年3月27日制定

### (目的)

- 1 この取扱要領は、政府、独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他の法人又は地方公共団体等（以下「実施主体」という。）が実施するベビーシッター育児支援サービスを利用する場合の取扱について必要な事項を定める。

### (対象事由・範囲)

- 2 割引券・補助金等のベビーシッター育児支援サービスの対象とする事由・範囲については、実施主体の定めるところによる。なお、必要がある場合は、同志社共済組合において別途、制限等を設ける場合がある。

### (割引券の利用方法・補助金額等)

- 3 割引券の配布枚数、利用者負担額、補助金額等については、実施主体が定めた実施要領の範囲内において、同志社共済組合が別途、定める。

### (利用手続)

- 4 利用を希望する組合員は、実施主体が定めた実施要領に基づき同志社共済組合が定める手続方法に従わなければならない。

### (利用の停止等)

- 5 同志社共済組合は、上記手続に虚偽の申請内容があった場合、又は利用者からの報告書等が必要な時に、提出の遅れ等、利用者が手続方法に従わない場合は、利用を停止することができる。また、同志社共済組合は、前記理由により利用を停止された利用者に対し、割引券購入費用等、同志社共済組合が負担した費用を請求する場合がある。

### 附 則

この取扱要領は、2017年4月1日から施行する。